

經濟論叢

第151卷 第4・5・6号

中核企業によるサプライヤーのリスクの吸収……………	浅沼 萬里	1
	菊谷 達弥	
ジョン・ミラーにおける商業社会と軍事精神……………	田中 秀夫	42
香港をめぐる内外銀行の過渡期戦略……………	佐藤 進	62
アジア NIEs 工業化過程の 政治経済学研究(2)……………	宋 立水	84
テレコム・エコノミックスにおける 公的規制をめぐる(1)……………	西田 達昭	105
現代日本パソコン市場における IBM の 国際マーケティング……………	佐久間 英俊	120
組織環境認識の視点……………	崔 俊	141
韓国資本主義論争の性格……………	李 東碩	161
ドイツ民主共和国の経済とコンビナート(1)……………	北村 喜義	186
中国経済と香港……………	姚 国利	213

学会記事

平成5年 4・5・6月

京都大學經濟學會

テレコム・エコノミックスにおける 公的規制をめぐって(1)

西 田 達 昭

I はじめに——課題の設定——

周知の通り，経済学の通説的理解において「規制」と「競争」は，トレード・オフの関係にあるものと考えられてきた。すなわち，1970年代から台頭してきた「規制緩和」論（deregulation）は，公約規制を撤廃して競争原理を導入し市場の活力（＝民間活力）を生かすならば，価格の資源配分機能を再生させることにつながり，社会的厚生が高まると主張してきたのである。

本稿の課題は，テレコム・エコノミックス（電気通信の経済学）における公的規制をめぐる議論状況を整理し，今後の電話事業の公的規制の課題を探ることに主題があるが，この課題は，筆者が進めている一連の研究——電話事業における「ユニバーサル・サービスの問題」¹⁾——に連なるものである。敷衍するならば，電話事業における「基本通信サービス」は公的規制のもとにおき，「高度サービス」は競争にまかせればよい，という基本的にアメリカの電気通信政策で採用されている考え方を日本における電話事業で展開することを提唱するための準備作業であり，「規制」と「競争」はトレード・オフの関係にあるのではなく，両立するものと考えている。

このような「基本通信サービス」と「高度サービス」を分離して考えるとい

1) 本稿は，筆者が進めている一連の研究——電話事業における「ユニバーサル・サービス」問題——の理論研究に属するものである。その実証研究については，西田達昭〔29〕；西田達昭「アメリカ電話事業におけるユニバーサル・サービス(1)(2)」【経済論叢】（京都大学経済学会）第152巻第4・5号，第152巻第6号，（近刊）を参照のこと。

う考え方は、日本における電気通信政策の中では採用されていない。100年以上に渡る日本の電話事業の中で、1985年に行われた電電公社からNTTへの組織「改革」、並びに1986年からのNCCの参入は、エポック・メイキングな出来事であったと考えられるが、ここで採用された政策は、「基本通信サービス」と「高度サービス」という区分けではなく、「電気通信回線設備の設置の有無」により区分けして「非対象規制」を行うという政策であった。この政策がもたらしたものは、1985年の「改革」以降の歴史が証明しているように、「基本通信サービス」の後退である。

電気通信事業の「公的規制」についてはいくつかの先行研究²⁾があるが、例えば奥野正寛・鈴木興太郎によれば、「分権的な市場経済においては基本的に自由な企業間競争に対して、何らかの理由から政府が介入する活動である」([33] p. 76)と理解されている。したがって、「自由競争に任せたときに比べて政府の介入が何らかの意味で国民の経済的福祉を改善する場合でなければ、規制による介入は原則的に認められるべきでない」と理解される。そして「公的規制による介入の根拠は当該産業に何らかの〈市場の失敗〉が存在することに求められ」「電気通信事業の場合にも、規模の経済性、ネットワークの外部性、スイッチング・コスト、範囲の経済性などの市場の失敗に導く要因や、通信プライバシーの保護、国防上の通信の重要性などの非経済的要因に、政府規制の根拠が求められている」が、しかし「市場の失敗があるからといって、それだけで直ちに公的規制が正当化されるわけではなく」「市場が失敗するのと同様に、規制もさまざまな無駄を生み、時には汚職や腐敗など社会的コストを生みさえするのであり、市場が失敗するのと同様に規制には〈政府の失敗〉がつきまとうからである。したがって、市場に任せたときに生ずる社会的コストと規制を行ったときに生ずる社会的コストとを比較して、前者が後者を上回るときに限って公約規制を認めるべきである」([33] pp. 76-77)と述べられ

2) 電気通信事業の公的規制については、植草益 [42]、南部鶴彦 [28]、岡野行秀・植草益 [31] 等を参照のこと。

る。

上記の通説的理解にみられるように、通常「公的規制」が認められるのは、〈市場の失敗〉と〈政府の失敗〉を比較考量し、〈政府の失敗〉の社会的コストが低い時に認められるとする理解が一般的である。

今後の考察のため、あらかじめ筆者の立論を述べておくならば、〈市場の失敗〉と〈政府の失敗〉との「社会的コスト」による比較考量ではなく、国民が生活していく上での必需品は「公的規制」の下において価格を統制していくとの考えであり、かつての「塩の専売」等を想起していただければその願意が理解いただけるものとする。この考えを、日本における電話事業に適用するならば、「基本通信サービス」＝電話をいつでもどこでも低料金で利用できること（この考え方は、通常「ユニバーサル・サービス」とよばれている）の分野は「公的規制」の下におき、「高度サービス」＝ISDN等の分野は「競争」にまかせてもよい、とするものである。先述の通り、日本においては「設備の設置の有無」による区分がなされたため、本来「公的規制」の下におかれるべき「基本通信サービス」にも競争が導入され、その結果が、先頃発表された公衆電話料金の値上げ・市内電話料金の値上げにつながったものとする。いわば、最初のボタンの掛け違えが、このような「ユニバーサル・サービス」の低下をもたらしたものと言えよう。

本稿においては、電話事業を素材にしながら、そのもとでの公的規制と競争の問題を、そして電話事業においていかに「公共性」を確保していくか、の問題について検討するが、考察の順序として、まず第2章では、かような諸問題を考察していくための前提として、公益事業規制論の歴史について、特に、公益事業を考察していく際の基礎概念である「自然独占＝規模の経済性」論について、またこの「自然独占＝規模の経済性」論に対抗してあらわれた「コンテストタビリティ理論」についてサーベイする。ついで、この「コンテストタビリティ理論」が登場するようになったアメリカにおける独禁政策転換の背景、すなわちハーバード学派对シカゴ学派の対抗、「規制緩和」（「民営化」）論、並び

に参入規制・料金規制の問題について検討する。第3章では、電話事業においていかに公共性を確保していくかの問題について考察するが、この問題を「基本通信サービス」・「高度サービス」の概念からときおこし、ついで日本における公共的意志形成プロセスにおける問題点を指摘し、またこの問題を考える上での重要な概念である「範囲の経済性」と「内部相互補助」の問題について言及することにする。

II テレコム・エコノミックスにおける規制と競争

1970年代以降、アメリカを始めとした先進諸国で、「大きな政府」論を展開してきたケインズ経済学の破産が宣告され、アメリカにおけるレーガノミックス、イギリスにおけるサッチャーリズム、日本における中曽根イズムといわゆる「新保守主義」の台頭とともに、その理論的根拠である「規制緩和」論(deregulation)の潮流が一世を風靡した感がある。

この規制緩和論あるいは民営化論に基づき、市場の活力を活かして資源配分の効率を高めようと運輸・電気通信・金融等のおおの領域で、規制の撤廃あるいは規制の緩和がなされ、その「成果」がアメリカにおけるAT&Tの分割、イギリスのBTの民営化、日本の電電公社の民営化=NTTの発足に結実したことは記憶に新しい。

本来、公益事業の分野に位置する電気通信事業は、自然独占=規模の経済性が貫徹する分野とされ、ここ100年程の歴史の中でも、公益事業統制=公的規制がなされてきた分野である。しかし、各種経済政策をリードする経済理論の大きな流れの中で、ここ10数年の技術革新とあいまって、「自然独占」が崩壊したとの理由で公的規制の撤廃がなされてきたことは先にみたとおりである。

本章においては、このような経済学における新たな潮流である「自然独占崩壊」論の議論をサーベイすることにする。まず第1節では、公的規制の理論的根拠とされた「自然独占=規模の経済性」論とはそもそもどのような理論であったかの確認から始め、次いで、この「自然独占=規模の経済性」論をくつ

がえすことを提唱したコンテストバリティ理論について考察する。さらに、第2節では、このコンテストバリティ理論が登場するにいたったアメリカにおける独禁政策転換の背景を、ハーバード学派对シカゴ学派との対抗から捉える。第3節では、このような経済政策の大きな流れの中での「規制緩和」(民営化)論についてその主張を検討し、最後に第4節では、参入規制と料金規制の問題について言及する。

1. 公益事業規制論の歴史

a. 「自然独占＝規模の経済性」論

まず本項では、「自然独占＝規模の経済性」論の確認から始める。公益事業規制(統制)論³⁾におけるこの「自然独占」理解は、論者としては Bonbright [6]⁴⁾らがあげられようが、論者による相違はあまりなく、その理解を林敏彦により代表させれば、通常以下のように理解される。「ある産業が公益事業と呼ばれるための条件は、①その生産物あるいはサービスが消費者あるいは他の多くの産業にとって必需品であること(必需性)、②そのサービスの生産には規模の利益が大きく働くため、市場に少数の企業のみが供給を行う方が社会的生産効率の観点から望ましいこと(自然独占性)、の2つに要約することができ」「これらの条件を満たす産業については、サービスの提供を私企業の利潤動機のみ委ねることによっては社会的に望ましい資源配分を実現することができないため、参入、料金、サービスの内容等について公的な規制が必要となる」([14] p. 22) というのが公益事業規制の経済理論的根拠であり、このような理解は公益事業論者に共通の理解であると言えよう。

もう少し詳しくみれば、「この内、必需性には、ガス、電気、水道など生活

3) 公益事業規制論については、現代公益事業講座編集委員会「現代公益事業講座(3) 公益事業規制論」電力新報社、1974年が詳しいが、他に、阿部文雄 [3]、Crew [7]、Fromm [11]、林敏彦 [15]、菅谷実 [40] 等を参照のこと。

4) 「自然独占」概念については、他に、阿波田禾積 [4]、Evans [10]、南部鶴彦 [27]、Sharkey [36]、Waterson [43] 等を参照のこと。

必需品で代替性の乏しいものの他に、インフラストラクチャとして1国の産業構造を支えるいわゆる基幹産業が含まれることがあり「例えば、第1種電気通信事業について、それが『国民の日常生活および産業経済活動等に不可欠な電気通信サービスを提供するための基盤となる電気通信網を構築し、運用する基幹的な電気通信事業』であるといわれるのは、ここにいう必需性の要件を表したものといえよう。また、必需性との関連で、非採算地域を含む全国への電話役務の安定的な提供が公共性として主張され、その実現のために、当該企業の活動を利潤追及の市場競争からある程度隔離することが、経済的規制の必要な理由としてあげられることも多い」(〔14〕 p. 22) と述べられる。

以上の通説的理解に見られるように、「自然独占＝規模の経済性」論は、生活必需的サービスを少数の企業に地域独占的に供給させることが、消費者の経済的厚生を最大にするとの考えから、長年に渡り公益事業統制の理論的根拠とされてきたのである。

しかし、このような「自然独占＝規模の経済性」論をくつがえす理論、すなわち「コンテストビリティ理論」が登場してきたのである。以下に検討することにしよう。

b. コンテストビリティ理論

「コンテストビリティ理論」⁵⁾は、Baumolら〔5〕を中心として展開された新たな競争的市場理論であり、後に詳しくみるように長年ハーバード大学を中心に「自然独占＝規模の経済性」論を展開してきた「産業組織論」に対抗するシカゴ大学を中心としたアプローチである。同理論は、福宮賢一によれば「完全コンテストブル市場概念と費用関数の劣加法性を基軸としながら、効率的産業組織が自然独占を含む高度な市場構造と両立することを示す」理論といわれ、その「主張は、伝統的市場分析が前提とする、構造—行動—成果パラダイムの連関を切断し、競争政策の適用基準の転換を要求することに連なる」(〔12〕 p.

5) 「コンテストビリティ理論」については、他に、野方宏〔30〕、奥野正寛・小野善康〔32〕、Shepherd〔37〕等を参照のこと。

85) と言われる。

この理論のキーワードは「完全コンテストブル市場」・「最小サンクコスト(埋没費用)」であり、その主張をいますこし聞くと「完全コンテストブル市場は、退出に際して埋没費用を負担することのない、参入・退出が完全に自由な市場と規定され、その成立条件は、完全競争的市場構造に依存」せず「埋没費用は、生産活動に既に投下した資金のうち、転売・転貸や他用途への転用が困難な物理的生産設備への支出、R & D支出、および広告支出など、退出時に回収困難となる支出額である」が「埋没費用が無視しうるほど小さい場合、当該市場への電撃的参入・退出(hit and run entry)の可能性が開かれ」「これは、当面の利潤獲得を目的として参入し、既存企業の報復が開始されるや即時にその市場から撤退する攻撃的な参入形式である」([12] p. 85)と述べられる。

いまここで、すこしこの理論の要約をすると、長年「自然独占＝規模の経済性」論が主張してきた「生活必需サービスの地域独占供給が重複投資を避け、そのことが消費者の社会的厚生を高める」との論拠は、この「完全コンテストブル市場」によって覆されるとするものである。抽象理論の理解を助けるため、電話事業に素材を求めてその具体的事例をあげて考えると、いままで銅線の敷設によって行なわれていた電話事業がそのサンクコストの故に退出が困難と考えられていたが、その技術革新により、例えばマイクロウェーブや通信衛星にとってかわられる時、もし電話事業から撤退する場合にその設備は他用途への転用が可能なので撤退が可能である、という主張であると考えられる。

このような「コンテストビリティ理論」は、その理論的系譜からすれば、後述する長年ハーバード大学を中心とした「産業組織論」に対抗するシカゴ大学を中心とした理論的系譜に属するものであり、次節ではこのような理論が登場するにいたった独禁政策の流れをハーバード学派对シカゴ学派との「対抗」で捉えてみることにしたい。

2. 独禁政策におけるハーバード学派对シカゴ学派

本節では、各種経済政策をリードする経済理論の変遷について検討するが、特に、独禁政策におけるハーバード学派对シカゴ学派⁶⁾との対抗に焦点をあてて、法学並びに経済学の立場から考察する。

まず法学の立場からは、アメリカにおける独占禁止法に詳しい村上政博によれば、まず「1960年代以降、米国独禁政策において、個別事案の解決にあたって経済分析を活用する動きが強まり、次第に法律家と経済学者が同一知識を基盤にして議論できるようになってきた。これは、米国の独禁政策に関するいわゆるハーバード学派とシカゴ学派の論争における経済分析を重視するシカゴ学派の優位といわれる現象の反映である」と説きおこされる。そして「独禁政策を競争政策・経済政策として純化し、資源の最適配分と経済効率の達成を唯一の目的として独禁政策を運営すべきであるとの主張を伴って」おり、「この独禁政策におけるシカゴ学派は、市場の自動調整メカニズムを信頼する経済学（及び産業組織論）のシカゴ学派と同一思想基盤に立つし、また、法学全般に経済分析を導入しようとするシカゴ大学ロースクールを中心とする運動の一環を成している」と述べられる。そして「シカゴ学派は、1960年代から当時全盛期にあったハーバード学派に論争を挑み、1970年代半ばには理論的優位にた」ち「1980年代に入ると、支配的学派としての地位を確立するだけでなく、レーガン政権の政治任命権や判事指名権の行使も手伝い、一気に独禁当局を掌握し裁判所にも大きな影響を及ぼすこととなった」（〔24〕 p. 1）とシカゴ学派の勝利を宣言される。

次いで、経済学からの立場からこの問題にアプローチするが、小西唯雄によれば、ハーバード学派からシカゴ学派への変遷の時代背景を以下のように説明する。「アメリカ合衆国は、第2次世界大戦後、鉄鋼業、自動車産業をはじめとする多くの産業分野で世界最大最強を誇っていたが、その後しだいに国際競争力を弱め」「このような窮状を招いた原因の1つを『厳格に過ぎる独禁政策』

6) シカゴ学派については、明石芳彦〔2〕、小林逸太〔18〕〔19〕、Stigler〔39〕等が詳しい。

に求め」「ここから、反トラスト政策を緩和して『経済・産業の活性化』をはかるべきだという見解が有力となり」「レーガン政権下の反トラスト政策は、ある意味でこのような動きに対応するものであって、もっぱらシカゴ学派の理論によりながら、かなり緩和的な政策を志向している」「現在、アメリカにおいて、ハーバード学派の産業組織論がやや後退し、シカゴ学派の主張が台頭している理由の1つはここにある」([20] pp. 14-15)と説明されている。

以上で簡単であるが、法学・経済学の立場から、ハーバード学派からシカゴ学派への変遷を独禁政策との関わりでたどってきた。ここからみてとれることを要約しておくならば、アメリカの国際競争力の低下→ハーバード学派的反トラスト政策の緩和→シカゴ学派的市場の自動調節メカニズムの信頼→レーガン政権下におけるシカゴ学派の経済政策採用・法曹界の登用→先述の「コンテストビリティ理論」の登場、との流れにまとめることができよう。

それでは、このような独禁政策を含むより大きな経済理論の流れの中で登場してきた「規制緩和」(「民営化」)論についてその中身を次節で検討することにしよう。

3. 「規制緩和」(「民営化」)論

本章の冒頭でも言及したごとく、1970年代に入って「規制緩和」(「民営化」)論が台頭してきた。その政府規制について、歴史をすこし遡ってみると、「アメリカにおいて連邦レベルで政府規制が導入されたのは、1887年の州際商業法による鉄道規制」([25] p. 81)にまで遡ることができるとされる。その後、かの「大恐慌期=ニューディール時代」の1930年代に政府規制の導入が進み、各種の規制委員会が設置され、電話・電信に限ってみればFCC(連邦通信委員会)が設置されたのもこの時期=1934年である。その後、第2次大戦をはさみ1970年代まで、ケインズ主義が各種経済政策のバックボーンとなっていたことは周知の事実である。

1970年代に入り、金融・運輸・電気通信等の分野を中心に、「規制緩和」政

策が採用される。この政策が採用される背景については、前節の独禁政策の関わりですこし言及した通りであり、その先行研究⁷⁾には膨大なものがあるが、再度その通説的理解を確認してみると、村上亨は、この背景について以下のよう⁸⁾に指摘する。「1970年代以後の生産性上昇鈍化の原因の1つとして政府規制が指摘され、さらに規制および規制費用の増大によって政府規制の見直しが進められ、これらを緩和し競争原理を導入することが産業再活性化のための重要な方途の1つとみなされ」「さらに各サービスに対する需要の多様化と技術革新に基づく代替サービスの出現が、公的供給の必需性を失わせ、規制産業の経営悪化をもたらしたとみる」「このような政府規制の見直さないし緩和の目的は、次の2つに大別され」「第1に、政府規制分野を縮小することによって行政の効率化や財政負担の軽減化をはかる」「第2に、競争原理の導入によって民間経済の活性化をはかることである」と指摘する。そして「政府規制緩和の背景についても、前記の目的に対応して次の2つをあげることができ」「第1は、いわゆる規制の失敗である」([25] pp. 81-82)と述べている。この〈規制の失敗〉論については Stigler ([38]) や Posner ([34]) などによって多くの研究が進められていることは周知の通りである。また政府規制緩和の背景の第2として「環境変化に伴う自然独占性の喪失」「需要の多様化と技術革新に基づく代替サービスの出現は政府規制に基づく公的供給の根拠を無意味化し、公的供給主体の存立をも危うくする」([25] p. 82)と指摘している。

通常「規制緩和」を説明する場合、ここでみたような説明が通説的理解であると思われるが、要約すれば、政府規制の費用増大→1970年代の生産性上昇の鈍化→政府規制の緩和・撤廃による競争導入→民間活力の導入・産業の再活性化、との論理である。この論理は「規制緩和」論を唱える論者に共通の論理である。この「規制緩和」政策は、1970—1980年代に渡って一世を風靡した政策であり、先述の「コンテストビリティ理論」に連なるものである。このように、

7) 「規制緩和」(「民営化」)論については、赤沢昭三 [1], Crew [7], エリ・M・ノーム [9], 伊藤隆敏 [17], 河野真治 [21], 松原聡 [22], 高柳暁 [41] 等を参照のこと。

日米における「規制緩和」(「民営化」)推進論を唱える論者に共通した論理は、シカゴ学派の論理によるものであるといえよう。

4. 参入規制と料金規制

前節までで、公益事業における「自然独占＝規模の経済性」論並びに、「自然独占」崩壊論＝コンテストビリティ理論について、またそのような理論が登場するにいたった経済理論の変遷について、また「規制緩和」論の主張について言及した。本節では、次章で検討する公的規制とのつなぎの意味で「参入規制と料金規制」の問題⁸⁾について検討する。というのも、1985年におこなわれた制度改革において日本の電気通信政策は、「電気通信設備の設置の有無」による区分というあまり他の諸国において例をみない政策を選択したからである。

林敏彦は、わが国の電電公社の民営化＝NTTの発足を規定した電電3法の意義と問題点について指摘した論稿の中で、その制度改革における参入規制について以下の通り述べる。「事業法における最も明確な参入規制は、郵政大臣に対して第1種事業への参入の許可権を与えていること」であり「わが国においては、これまでの電気通信事業の法的独占を否定し、そこを出発点として見る限り、より緩やかな参入条件に移行したことは、立法の趣旨である競争原理の導入による通信産業の活性化という目的に向けて大きく前進したと評価することができよう」([14] p. 24)と述べられる。

また、料金規制についてみると、その内実は「管理された競争」の下の料金規制であるが、奥野正寛・鈴木興太郎によると以下の通りまとめられる。「〈公正報酬率規制〉と呼ばれる現行の料金規制方式は基本的にコスト・プラス方式であり、原則的には費用格差は料金格差に結び付く構造になっている」が「実際には、長距離通信料金が限界的に最も低い事業者を自動的に選択するLCR(低料金ルート自動選択)アダプターをNCCがその契約者に無料貸与しているため、競争のもとではNCC料金は基本的に同一になるほかはな」く

8) 参入規制・料金規制については、他に、井手秀樹 [16]、松原克己 [23] 等を参照のこと。

「その結果、技術の差を反映する費用格差は同一料金のもとでの報酬率格差に帰着するというのが、現行のNCC間の競争の実態なのである」と述べる。そしてこのような「管理された競争」には2つの問題があるとして「第1に、費用上の劣位にある限界的NCCに公正報酬率の下限を保証する保護的料金認可は、費用上の優位にある限界内NCCに対しては超過報酬率を約束するものであり「この料金規制方式は、決して公平でも競争促進的でもないといわざるをえ」ず、また「第2に、NTTに対する一方的責務として、NTT法第2条は『電話の役務のあまねく日本全国における安定的な供給の確保』を課して」おり「この責務のために、NTTは遠隔地や需要密度が低い地域へのサービスの供給も、経済的採算を離れて行わざるをえない立場にあ」り「テレコム改革以前の電電公社の長距離料金は、近距離あるいは市内電話料金を政策的に低廉化するとともに不採算地域における長距離電話サービスを維持するために、相対的に高く設定されていたという側面があったことを見逃すべきでない」「電気通信事業の自由化によって生じた新規参入は、需要密度が高い長距離採算地域に集中して行われて長距離電話料金の低廉化に導いたが、需要密度の低い不採算地域や市内における料金のリバランシングは、現在に至るまでNTTに認められて」おらず「このような状況においてNTTの認可料金がNCCの認可料金を常に上回るという状況は、ユニバーサル・サービス責務の掟をひきづるNTTと機動的な事業戦略を採れるNCCとの競争の公平性の観点から、問題を含むものだと考えざるをえない」〔33〕 pp. 91-92〕と述べられている。

次に、料金規制に関係して直江重彦は住宅用加入者等社会的弱者の保護の問題について「電気通信サービスでは経済的弱者に対する公正という点で問題を残している。とくに、電気通信のような共通固定費の割合の大きな事業においては、その分配において住宅加入者という多数の弱者の存在を無視してこの問題を軽視してはならない」〔26〕 p. 20〕と、注意を喚起する。

これらの指摘を要約しておくと、「参入規制」ではNTT発足の法的根拠である電電3法における参入規制は、電気通信事業の法的独占→競争原理の導

入・ゆるやかな参入条件→NCCの参入となっており、その特異な構造が浮かびあがる。また、「料金規制」では、①現行の料金規制方式は〈公正報酬率規制〉であるが、郵政省によるNCC育成政策のためNTT料金に比してNCCの料金は安く設定されているいわば「管理された競争」であり、公平なものとはいえない。②NTTはそのNTT法により「ユニバーサル・サービス」の責務を負っているが、NCCの「クリーム・スキミング」的参入によりリバランシングが行われていない現状では「公平性」に問題がある。③このような料金問題を考える際、通常「社会的弱者」の問題が欠落する傾向があり、料金政策の中に「経済的弱者」の消費者保護の問題を組み込む必要がある、との3点にまとめることができよう。

では、このような特異な参入規制並びに料金政策を含む日本における電気通信政策の問題点を指摘し、電気通信事業における公共性をいかに確保していくのか、本来の意味における公的規制をどのように保障していくのか、は次章の課題である。

参考文献

- [1] 赤沢昭三「公益事業の規制緩和と民営化」加藤寛・黒川和美編『政府の経済学』有斐閣、1987年。
- [2] 明石芳彦「市場支配力と動態的競争—シカゴ学派・オーストリア学派の問題提起を中心として—」西田稔・片山誠一編『現代産業組織論』有斐閣、1991年。
- [3] 阿部文雄「規制の経済理論」西田稔・片山誠一編『現代産業組織論』有斐閣、1991年。
- [4] 阿波田禾積「公益事業における規制と競争」公益事業学会編『現代公益事業の規制と競争』電力新報社、1989年。
- [5] Baumol, William J., John C. Panzar, and Robert D. Willig, *Contestable Markets And the Theory of Industry Structure*, revised ed., Harcourt Brace Jovanovich, Inc. 1988.
- [6] Bonbright, James C., *Principles of Public Utility Rates*, Columbia University Press, 1961.
- [7] Crew, Michael A. (ed.), *Deregulation and diversification of utilities*, Kluwer

Academic Publishers, 1989.

- [8] _____ and Kleindorfer, Paul R., *The Economics of Public Utility Regulation*, Macmillan Press, 1986.
- [9] エリ・M・ノーム他編竹内信博監訳『世界情報通信革命』日本評論社, 1992年。
- [10] Evans, David S. (ed.), *Breaking Up Bell: Essays on Industrial Organization and Regulation*, North-Holland, 1983.
- [11] Fromm, Gary (ed.), *Studies in Public Regulation*, The MIT Press, 1981.
- [12] 福宮賢一「競争政策の新視角——コンテストビリティ理論を中心として——」日本経済政策学会編『日本経済における政府の役割』勁草書房, 1986年。
- [13] 林紘一郎著『ネットワークの経済学』NTT出版, 1989年。
- [14] 林敏彦「電気通信分野への競争導入の意義と問題点」『公正取引』第415号, 1985年5月。
- [15] _____「規制と競争の経済理論」林敏彦・松浦克己編『テレコミュニケーションの経済学』東洋経済新報社, 1992年。
- [16] 井手秀樹「公益事業規制の新展開——競争下の新たな料金規制——」西田稔・片山誠一編『現代産業組織論』有斐閣, 1991年。
- [17] 伊藤隆敏「消費者重視の経済学——規制緩和はなぜ必要か——」日本経済新聞社, 1992年。
- [18] 小林逸太「経済的規制の理論——シカゴ・アプローチの特徴と問題点」『社会科学討究』第24巻第2号, 1978年。
- [19] _____「反トラスト政策論争におけるシカゴ学派」『社会科学討究』第28巻第2号, 1982年。
- [20] 小西唯雄「アメリカにおける2つの反トラスト政策論」『公正取引』第387号, 1983年1月
- [21] 河野真治「アメリカ電気通信産業における規制緩和と競争」『経済研究』第37巻第4号, 1986年10月。
- [22] 松原聡『民営化と規制緩和』日本評論社, 1991年。
- [23] 松浦克己「電気通信産業の競争戦略」林敏彦・松浦克己編『テレコミュニケーションの経済学』東洋経済新報社, 1992年。
- [24] 村上政博『アメリカ独占禁止法』有斐閣, 1987年。
- [25] 村上亨「政府規制緩和と競争政策」日本経済政策学会編『日本経済における政府の役割』勁草書房, 1986年。
- [26] 直江重彦「電気通信産業における競争と料金規制」『テレメディア』第33号, 1991年10月15日。
- [27] 南部鶴彦著『産業組織と公共政策の理論』日本経済新聞社, 1982年, 第11章。

- [28] _____『テレコム・エコノミクス』日本経済新聞社, 1986年。
- [29] 西田達昭「アメリカ電話事業における消費者保護政策の一考察——ライフラインサービスを中心とした割引料金制を素材として——」『経済科学通信』第70号, 1992年7月。
- [30] 野方宏「参入障壁とコンテストタビリティ理論」西田稔・片山誠一編『現代産業組織論』有斐閣, 1991年。
- [31] 岡野行秀・植草益編『日本の公企業』東京大学出版会, 1983年。
- [32] 奥野正寛・小野善康「規模の経済性と料金・参入規制」奥野正寛・篠原総一・金本良嗣編『交通政策の経済学』日本経済新聞社, 1989年。
- [33] 奥野正寛・鈴木興太郎「電気通信事業の規制と政府の役割」奥野正寛・鈴木興太郎・南部鶴彦編『日本の電気通信』日本経済新聞社, 1993年。
- [34] Posner, Richard A., "The Social Costs of Monopoly and Regulation", *Journal of Political Economy*, Vol. 83, No. 4, 1975, pp. 807-27.
- [35] 佐藤治正「自然独占産業に対する規制」『甲南経済学論集』第32巻第1号, 1991年6月。
- [36] Sharkey, William W., *The theory of natural monopoly*, Cambridge University Press, 1982.
- [37] Shepherd, William G., "'Contestability" vs. Competition', *American Economic Review*, Vol. 74, No. 4 (Sept. 1984), pp. 572-587.
- [38] Stigler, George J., "The Theory of Economic Regulation," *Bell Journal of Economics and Management Science*. Vol. 2, No. 1, 1971, pp. 3-21.
- [39] _____, (ed.), *Chicago Studies in Political economy*, The University of Chicago Press, 1988.
- [40] 菅谷実『アメリカの電気通信政策』日本評論社, 1989年。
- [41] 高柳暁「公益事業に対する規制緩和の意義——ATTを中心とするアメリカ電気通信事業における規制緩和の事例を中心として——」『公益事業研究』第34巻第1号, 1982年9月。
- [42] 植草益『公的規制の経済学』筑摩書房, 1991年。
- [43] Waterson, Michael., *Regulation of the Firm and Natural Monopoly*, Basil Blackwell, 1988.